

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 6		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量・単位	契約不適合 修補等請求 期限の表示
スクリーコンプレッサ	(株)日立産機システム OSP-37FARG1 又は (株)AIRMAN SAS37SD-6E 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	1EA	#

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

2 製品に関する要求

2.2 同等とする性能等

- a) 吐出圧力 0.9 MPa 以上
- b) 吐出空気量 5.9 m³/min 以上
- c) 冷却方式 空冷
- d) 電源電圧 三相 200 V 60 Hz
- e) モーター出力 37 kW 以上
- f) ドライヤー出口露点 10 °C 以下（圧力下）
- g) 最大寸法（幅×奥行×高さ） 1 650 mm×1 000 mm×1 700 mm

2.3 機能・性能

サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を適用する。

5.2 附属品（本体1EAあたりの数量）

補助タンク（容量900L以上） 1EA

5.3 設置・調整

官側と調整の上、図1を基準に次により、設置及び調整を行う。

なお、設置及び調整に必要な配管及び電源ケーブル等は接続箇所適合するものを契約の相手方が準備する。

調達品目表(続き)

- a) 本体から補助タンクまでは、金属配管又はフレキシブル配管、補助タンクから建屋配管までは、金属配管を使用し、発錆及び振動を考慮した接続とする。
- b) 設置場所にある既設の分電盤から本体までの電源ケーブルを接続する。
- c) 配管及び電源接続後、製品の機能を満足していることを確認する。

5.4 立入制限場所への立入

設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。